

事務所だより 第6号



「ある朝のできごとから」

益田市教育委員会 派遣指導主事 嘉儀瑞恵

コロナ禍でスタートし、子どもたちが安心・安全に学校生活を送れるようにと願いながら今年度が終わろうとしています。年度当初、教育委員会からも子ども支援（働く保護者への支援でもあります）として、各学校へお手伝いに行きました。私も、ある小学校へ出かけ、朝、保護者に連れられてやってくる子どもを待ちました。そんなある朝のこと、「先生、私は〇〇の姉です。」と声をかけてくれるお母さんがおられました。「〇〇くん・・・」その名前と共に、一人の男の子の顔が目には浮かびました。教員になって5年目に担任した子どもです。忘れられない子どものうちの一人でした。お姉さんによると、今は県外で元気ががんばっているとのこと。安心したと同時に、その子との思い出が鮮やかによみがえりました。いろいろなことを思い出すとともに、かすかに感じる痛みのようなものもありました。その子の家庭事情によるものです。お父さんやお姉さんたちがその子の面倒を見ておられました。優しい子でよく笑う子でした。目を細めて笑うその子の顔を見ながら、「楽しいことがいっぱいありますように」と願いながらも、その背景にあるものを思うと切なさが込み上げたことを思い出します。

私たちが出会う子どもの中には、本人ではどうしようもない家庭事情を抱えている子どもがいます。外国にルーツを持ち、日本語指導が必要な子どもたちもその中の一人です。昨年の12月に、出雲市で開かれた「日本語指導が必要な児童生徒教育研修」において、広島大学大学院 人間社会科学研究科 桜井千穂准教授は、講義の中で、次のように話しておられました。



日本語指導が必要な子どもに対する支援で大切なことは、「待つ」「子どもが言ったことを）繰り返す」「ほめる」である。
また、「何ができていて、どこまでできるか」を知り、それを生かしてどこを伸ばしていけばいいかという発達の視点で子どもを見る必要がある・・・。

このことは、何も日本語指導が必要な児童生徒に対してだけのことではありません。すべての子どもの支援や見方につながるのだと思います。私たちは、ついできていないことや足りていないことばかりに注目しがちですが、その子どものどんなところがどのように伸びたのかという視点で子どもを見ることが、本当の支援を考えることなのだと感じます。

今年度、研修や学校訪問をさせていただく中で、たくさんの職員の方と出会いました。「よくがんばったね。」と子どもをほめる先生。「だいじょうぶ、だいじょうぶ。」と励ます日本語支援員さん。よい本との出会いを願って働きかける学校司書さんや図書館支援員さんなど、日々子どもと向き合い、子どもの成長をそれぞれの立場からそれぞれの発達の視点をもって支えておられます。

私たちが、出会った子どもたちに携わるのは、その子どもの長い一生の中のほんの数年です。大きくなった時には、私たちのことなど忘れてしまっているかもしれません。それでも、自分の道を一生懸命歩いていることが分かったとき、そんな姿を目にしたとき、とてもうれしくなります。そんな喜びに出会えることを楽しみに、共に頑張っていきましょう。



まち全体が学びの場 ～社会に開かれた教育課程の実現に向けて～

津和野町教育委員会 派遣社会教育主事 佐々木 将光

津和野町には、地域に関心を持ち、身の回りの課題や関心をテーマにプロジェクトを立ち上げ、実行することを通して学ぶ、実践型探究活動“マイプロジェクト”に取り組んでいる中学生がいます。地域住民をはじめ、津和野高校に進学した高校生やUIターンの若者など様々な立場の人との対話を通して多様な価値にふれ、視野を広げながら、地域課題に対して主体的にチャレンジし続けています。先日、津和野中学校、日原中学校からプロジェクトに取り組んでいる中学生が、地域学校協働活動の協議会に参加し、それぞれの取組について発表してくれました。大勢の前でも臆することなく堂々と話す姿、地域課題に対する意識の高さに会場の全員が驚かされました。津和野町で取り組んでいる0歳児からのひとつづくり事業として身につけさせたい、「課題を見抜く力」、「対話する力」、「行動・創造する力」を具体的にイメージできる姿でした。



協議会で彼らの話を聞いた岡山大学の熊谷慎之輔教授は次のように話されました。

【高校を訪問し、県外出身の高校生、大学生と対話】

先進諸国の国際的な調査で“参加のパラドックス”という言葉がある。教育のレベルが上がっていくと子どもたちが社会に参加する力が比例してついていくと捉えられていたが、調査によると教育のレベルの高さと社会に参加する力は反比例している。学校の教育レベルが上がって質の高い様々な取組をしても社会に参加する力はない。つまり、そういった力は、学校だけではなく様々な機会において意図的に育てていかなければならない。

協議会に参加した中学生の2人に共通していたことは、小さなころから課題も含め様々な地域の「ひと・もの・こと」にふれていること、そして、学校と地域を行き来しながら学びを深めたり広げたりしていることでした。きっと、学校だけでなく、地域の中に自分の居場所や活躍の場を見出している子ども多いのではないのでしょうか。子どもたちにとって「まち全体が学びの場」なのです。

「まち全体が学びの場」となるために、子どもに関わる様々な立場の方々との対話の機会を設定してきました。その中で上記の身につけさせたい3つの力を中心に据えながら思いを出し合い共有しています。学校、家庭、地域とそれぞれの立場や思いは異なっていますが、様々な学びの機会を提供するためには、やはり、目指すところがあること、そして皆がその方向を向いていることが大切です。言い換えれば、「子どもたちにどのような資質・能力を育むのかについて学校と社会が共有すること」が重要であり、すなわちそれは、「社会に開かれた教育課程」の実現ということにほかなりません。

平成29年度に益田教育事務所で「社会に開かれた教育課程【Q&A】」を作成しました。今年度の取組に対する振り返りや次年度に向けてのカリキュラム・マネジメントをする際の1つの視点として活用していただけたらと思います。(EIOS:島根の教育情報 Webにも掲載) コロナ禍において、直接的なふれあいが難しいこの時に、あらためて子どもたちにどのような力を身につけさせたいか、どのように育むのかを多面的に考えたり見つめ直したりする時間にする事ができるかもしれません。

「総務課」から 教職員のみなさまへ

ご存知ですか？



「自宅等宿泊」と「自己都合による延（前）泊」は違います！

例えば、出張する時、ご実家等を宿泊地として選択できる場合があります。ただし、条件があり、命令時には所属長の承認が必要です。そこで、みなさまに注意していただきたいことをお知らせします。

「自宅等宿泊」とは

宿泊が必要な旅行命令でホテル等の代わりに用務地近隣の自宅等に宿泊すること

《旅費について》

- ◆ 宿泊料⇒支給されません。(食卓料も支給不可)
- ◆ 交通費⇒用務地～自宅等間も支給されます。
(旅行雑費は支給されません。)

《注意すること》

自宅等宿泊が認められるのは次の範囲です。

- ・ 同一市区町村
- ・ 隣接市区町村
- ・ 用務地からの道路距離が 60 km 未満

※旅行命令簿に自宅等住所(番地を除く部分)の記載が必要です。

「自己都合による延（前）泊」とは

週休日等を利用して私事の都合により旅行日程を変更し、延（前）泊すること

《旅費について》

- ◆ 宿泊料⇒旅行命令期間のみ支給されます。
- ◆ 交通費⇒命令どおり(出発地、交通手段、旅行期間等)に計算した旅費額を上限として支給されます。

《注意すること》

実際に要した経費の領収書の他に、命令どおりに旅行した際の見積書等(経費がわかるもの)が必要です。

※旅行命令簿に、自己都合の日程及び行程等の記載が必要です。



次の用務の場合で考えてみましょう。

※命令内容は、あくまでも例です。実際には、その都度、適正な発令をお願いします。

「用務名:中堅教諭等資質向上研修 日時:R3.2.5(金) 8:45～16:00 会場:島根県教育センター」

旅行命令⇒「前日泊、JR を利用する旅行を命じます。(当日出発では、早朝の出発になるため)」

旅行期間:R3.2.4～2.5 旅行手段:JR(益田駅発、益田駅までは自家用車公務使用)



前泊にあたる 2/4 は、ホテルではなく、出雲市の実家に泊まりたいです。



これが「自宅等宿泊」です！(注意:宿泊地には範囲があります)

「どうしたらよいですか？」

《旅行前》

- ①旅行命令簿に「自宅等泊:出雲市〇〇町」と記載
→承認を受ける
※実家(出雲市)は用務地(松江市)と隣接する市なので OK

《旅行後》

- ②交通費(用務地～自宅等間含む)の領収書を提出
※「出発地から実家まで」と「実家から用務地まで」の交通費も支給されます。(食卓料、旅行雑費は支給不可)
食卓料…泊を伴う際に要する食費(夕食、朝食)
旅行雑費…駐車料金、タクシー代、高速料金等



2/4 はホテルに泊まりますが、研修の翌日は土曜日で、業務に影響がないので 2/5 は実家に 1 泊したいです。



これが「自己都合延泊」です！(自己都合の場合、宿泊地は問いません)

「どうしたらよいですか？」

《旅行前》

- ①旅行命令簿に「2/5～6:自己都合延泊」と記載
→承認を受ける
※行先や延泊日数等が職務に支障をきたさないこと、服務面や倫理面を総合的に勘案することが前提です。

- ②命令どおりの帰路となる 2/5 の JR 料金表等を添付
※命令どおりの旅費額を上限とするため比較に利用します
《旅行後》

- ③実際に支払った JR 等交通費の領収書を提出
※益田駅近辺で利用された駐車料金は、自己都合部分が含まれることから、承認されない場合があります。

◎いずれも、命令時に所属長の承認が必要です。(旅行者が勝手に決めることはできません)

また、当然ながら「公務出張」ということが大前提です。

この場合はどうかしら？と迷われたら、旅行前に、校内の事務職員や事務グループ内の事務リーダーへお問い合わせください。